大阪府議会大阪府域における新たな大都市制度検討協議会

≪第５回協議会 開催結果概要≫

■**日　時**：平成23年９月12日（月） 13：00～14：50

■**場　所**：第１委員会室

■**出席者**：浅田均座長、青野剛暁委員、岩木均委員、大橋一功委員、紀田馨委員、徳村聡委員、中野稔子委員、中野隆司委員、新田谷修司委員、松井一郎委員、宮本一孝委員、宮原威委員

○浅田座長　本会議の定数は20名で、本日12名、私も含めて出席されております。定足数を満たしておりますので、本会議は成立していることをまず御報告させていただきます。

それでは、本題に入らせていただきます。

―座長提出資料「大阪府域における統治機構のあり方」について―

○浅田座長　前回会議で統治機構のあり方と議会のあり方について御議論いただきましたけれども、時間があまりなく、十分に御議論いただいたとは考えておりませんので、今日はその部分からまず始めさせていただきまして、あと、前回もお願いいたしましたけれども、今日の議論も参考にして、次回21日の協議会に各会派の大都市制度に関する考え方をまとめて出していただけるよう、重ねてお願いいたしておきます。またこの点につきましては、後ほどお話しさせていただきます。

それでは、統治機構のパターンイメージ図を使って御議論いただきたいと思います。別とじの協議事項１「大阪府域における統治機構のあり方－統治機構のパターンイメージ」という私のほうから前回出させていただいた資料をもとに、御議論いただきたいと思います。

５つパターンがありまして、①－１、①－２、それから②－１、②－２、③－１、③－２、④－１、④－２、⑤－１、⑤－２、５通りのパターンを提示いたしております。中核市規模の基礎自治体へ再編するというパターンと、それから、現行の都区制度を適用して、その制度に乗り再編するというパターン、それから政令市の権限を拡大するというパターン、それから、政令市を残して区長公選、それから行政区の権限を強化する、いわば強い区長型パターン、それから政令市を残して都市内を分権する、いわば強い市長パターン、この５つのパターンであります。

１ページ目と２ページ目をまずごらんいただきたいと思います。

これは、中核市規模の基礎自治体に再編するパターン図であります。１ページの上の四角の囲みの中に、効果や課題を記述させていただいています。基礎自治を中核市程度でそろえて、その上に広域行政を扱う広域自治体があるというパターンです。

こういう構造にしますと、都市の集積を生かした戦略的な広域自治の実現が可能ではないかという点と、それから政令市をいわば中核市にまでスケールダウンさせますので、260万人以上ある基礎自治体というものがなくなる。そういうことによって、住民が自己決定できて、住民に近い基礎自治体が実現できるのではないかというメリットが考えられます。

大阪市の都市としての一体性、スケールメリットについても、財政調整機能を導入するとともに、例えばごみの収集に関しては基礎自治体間の水平連携を活用したりすることによって、現行のサービス水準は十分確保できるのではないかというふうに考えられます。

まず、大阪圏において、広域自治体と適切な規模の基礎自治体、幾つになるかわかりませんけども、中核市の権能を持った基礎自治体に再編することによって、住民に近い基礎自治体と関西圏の強みを生かして広域機能を一元的に担う広域自治体で構成される、将来的には関西州へつなげていくには一番いいパターンではないかというものであります。

２ページに、関西州、道州の話までしてしまいますとちょっと話が飛躍してしまうんですけども、最終的なイメージとしてちょっと念頭に置いていただきたいということで、関西州に至る広域と基礎の形態を模式図で提示させていただいております。１ページとセットでごらんいただくと、御理解していただきやすいと思います。

まず、中核市程度の基礎自治体、それから広域に分ける。下のイメージを見ていただきたいんですが、ステップのところで、今、左が現状でありますが、現状の大阪府、大阪市の広域の部分を新たな広域自治体あるいは関西広域連合へ移行させることによって、市の基礎自治的な部分が残ると。それを将来的に全部中核市レベルの基礎自治体単位に分けておくと、あとの広域の部分はこれから関西広域連合と新たな広域自治体が担うことになりますけれども、そのステップを経て、最終的に関西州に一元化されていくと。これは各都道府県で同じようなステップを経ていきますと、最終的にはこういうパターンになると。

だから、住民自治の意味から、住民自治を維持していく、かつ、広域をどんどん広げていくという意味におきましては、道州制というものを最終的にイメージしたときに、こういうあり方が、中間段階にこういうステップを置くというのが一番うまくいくのではないかなというふうに考えております。

それから、３ページと４ページは、現行の都区制度、これは具体的には東京の都区制度であります。これを適用して再編パターンを図示しております。

事業所の広がりというのは、大阪市域を超えて府域に広がっておりますので、そういう都市集積を生かした戦略的な広域自治体の実現に有効ではないかと思われます。ただ、住民に近い基礎自治体に近づきますけども、財政調整が広域自治体に担保され、また権限が普通の基礎自治体よりも限定されておりますので、市町村に比べて自治機能の向上に関しては限定的であると考えられます。

これはもう丸々、東京都の都区制度が抱えている問題として認識いただきたいと思うんですけども、広域自治体である都が都市として一体的に担う必要がある事務の明確化あるいは都区財政調整制度の単純適用ではない財政調整の仕組みを考える必要があると思います。といいますのも、この間、山田前杉並区長に来ていただいた際、お話しがありましたけれども、やっぱり都区の財政調整というのは、なかなか一筋縄ではいかないと。あれが理想的なものであるとは考えられないという意見を述べられておりましたけれども、新たな財政調整の仕組みを考えていく必要があります。

次、４ページの模式図にあるように、さっきと同じように最終ゴールを関西州の実現というふうに設定したとき、今まで都が担ってきた基礎機能をどうするのかという役割分担が成されなければ、例えば関西州と基礎自治体の役割分担が不明確になったり、機能が異なる基礎自治体の混在を招いてしまうのではないかという懸念が生じます。今のステップ、

現状から将来的に関西州、道州制へいくときに、仮に今の東京都区制度を通過させようとした場合のデメリットの部分が多いと思うんですけども、そういうお話をさせていただきました。

それから次に、５ページと６ページは、政令市の事務権限を拡大して、いわゆる特別市を設置するパターンであります。

これは一見いいようにも見えるんですけど、市域の一体性は確保される一方で、府域に広がる都市集積を大阪市域と府域で完全に分断してしまいますので、大阪都市圏の持つ都市の強み、一体性を生かせないのではないかという懸念が生じます。

最終的に、関西州、大阪都市州というふうに書いております。現状からこのステップのところを経て最後にいくという動きを想定したときに、真ん中にこういう形で特別市というものを入れてしまいますと、大阪府域内に２つの大阪府ができてしまうということになってしまいます。そういうことから、国における、住民の参政がない現行の行政区制度のままであれば、住民に遠い基礎自治体というままで、自治機能の向上が全然望めないのではないかといった懸念が生じます。

それから、６ページの図にありますように、関西州が実現したときにも、州と特別市が広域機能を担うことになりますので、圏域が分断されてしまう、それから大阪都市圏、関西圏の一体性が確保されないだけでなしに、都心部と地方の対立を招かないかといったような課題が想定されます。

この図の場合、真ん中のステップのところで、特別市内において各行政区への財源配分機能が働くので、新たな財政調整の仕組みを考える必要はないというメリットは考えられるものの、一番の問題は、府内に２つの府ができてしまう可能性が非常に高いということであります。

それから、７ページと８ページをごらんいただきたいんですが、これは、現行の政令市制度の範囲の中で、政令市を残したまま、区長公選制の導入と、あわせて行政区に法人格を与えて、権限と財源を抜本的に移譲するパターンを示しております。ただ、この場合も財政調整が必要になります。

政令市の役割を精査して、府市の連携が進みますと、府域に広がった都市集積を生かした戦略的なオペレーションが一定可能になるのではないかと考えられますし、区長を選挙で選ぶことによって、住民の参政・参画のもとに住民が自己決定できる、住民により近い基礎自治体の実現が可能になるのではないかというメリットが考えられます一方で、市長と区長が同時に存在するわけですので、その市長と区長の役割分担をどうするのかという課題が生じます。

政令市制度の枠内での改革から府市再編へと移行することによって、住民に近い基礎自治体と関西圏の強みを生かして広域機能を一元的に担う広域自治体で構成される関西州を目指す場合は、過程としてこういうことが生じるということが考えられます。

８ページは、ステップ１とステップ２というふうに分かれておりますけれども、ステップ１がいわばステップ２に至る準備の段階で、ステップ２が実施の段階というふうに考えていただいたらいいと思います。

それから、最後のパターン、９ページと10ページは、政令市は残すと。そういう意味では、今御説明申し上げましたパターンと同じであります。区長公選以外の都市内分権を

推進するというパターンであります。

現在の大阪市の市政改革と言われているものは、こういうステップで進められているものと想像されます。府域に広がる都市集積を市域と府域で、しかしながらこの場合、まだ分断してしまっていると。何回も言いますけども、事業所の分布ですね、一番最初に見ていただいたと思いますけれども、事業所の所在というのは、大阪市域を超えて府内一円に広がっているわけでありますので、都市集積を市域と市域外で分断してしまうということで、府市連携には限界が生じると。大阪都市圏が持つ都市の強み、一体性を生かせない。自治制度研究会でも指摘されました、二元行政状態が解消できないという問題が残ってしまうと思われます。

それから、都市内分権のレベルといっても、いろいろさまざまでありまして、住民が実際に参政・参画を実現しない限り、住民が自己決定できる基礎自治体を実現できたとは言えないのでないかと思われます。

それに加えて、ほかの市町村との連携にも限界があるのではないかという課題が残ります。

関西州を最終ゴールと見た場合、この一番右のゴールに至ったときにも、まだ大阪市が一部の広域機能を担うということになりまして、関西州との役割分担が不明確。今、大阪府と大阪市の役割分担が不明確な部分が、そのまま大阪市と関西州の間にも生じるという問題が残ります。

この場合は、政令市内において各行政区への財源配分機能が働いておりますので、新たな財政調整の仕組みを考える必要はないということになります。

今、パターン図を見ていただきまして、終点を関西州、道州と、それから基礎自治、またその間にもう一層残ってしまうようなパターンもありますけれども、最終ゴールを関西州と見立てて、その中に基礎自治体が配置されるパターン、それから特別市というものを考えたときのパターン、それから区長を選挙で選ぶということを考えたときのパターン等、５つのパターンを見ていただきました。

将来的に道州制へいくということを前提に、パターン図を事務局に書いてもらいましたので、かなりスパンの長い話になってしまいます。それで、これから委員の先生方に御議論いただきたいのは、最後の道州制も含めてでも構いませんけども、より重要なところは、私は、真ん中、途中の、現状と最終の間にあるステップというところにつきまして、この５つのパターンに関して、各委員、各会派のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○宮原委員　私は最初から申し上げてきましたが、関西州をゴールにすることそのものにもともと反対だという意見でして、今の大阪府、大阪市、そして市町村の現行制度を生かして、欲を言うたら切りがないですけど、最小限、三位一体前の地方税財源には戻す。住民自治についても、特に大阪市や堺市などの場合にどう改善するか。例えば住民委員会なんかも一つの考え方でしょう。

ただ、区長を公選にする、そういうことについて次のときにきちんと意見をまとめて言いたいと思いますが、幾つか出されてることだと、今よりもさらに住民福祉は悪くなるんじゃないかということと、それから質問を２つしておきたいんですけど、１つは、幾つかのケースのときに、財源の一部を広域自治体が、どの程度かは書いてないですけど、吸い上げるというか、そういうことになってますよね。そうすると、基礎自治体がやる仕事と

財源は、現実には縮小されるんじゃないかと。確かに言葉の上では、いや、広域自治体が広域のインフラとか、そういうことをやるんだから、必ずしも基礎自治体が貧しくなるとは限らないということなんでしょうけど、しかしそれの具体的な仕分けだとか財源だとかがある程度大まかにでも示されないと、私の懸念は払拭できないと思うんですね。基礎自治体が現実には貧しくならざるを得ないんじゃないかという懸念は、具体的な姿が出てこないと、私の疑問は解けようがないというのが１つです。

それから、もう一つは、区長公選と簡単に言いますけど、今、大阪市内24区を仮に８つか９つに再編するとかと言うんだけど、しかしそれだったらそれで、その姿を出したときのマイナス、プラス、両方を議論すべきと思うんですね。実際に例えば区長公選だけ見ればプラスのように見えるけど、そしたら区議会議員は何人ぐらい置くのか、その費用はどうなるのか。それから、実際に８つか９つに区分けした場合に、それぞれに今ある区役所の機能、住民などが簡単に証明書などがとれるという機能は、どこがどう果たすのか。それで、もしそういう機能は従来の区役所で残すんだということにすれば、しかしそれは結局のところ、屋上屋を重ねるような組織になるんじゃないか。だから、実は区長公選一つとっても、そういうプラス面、住民参加という点でのプラスの面のように見える面と、実は懸念される面とがいっぱいあって、そこはよく幾つかのメリット、デメリットというのを住民や議会の中で、最低でも三、四年ぐらい、２回の選挙ぐらいをかけて議論すべきテーマなんじゃないのかなというのが私の疑問でもあり、意見でもあるんですけどね。

その辺の、ちょっと、実際に基礎自治体が財源を、どの程度かは別にして、取り上げられることによって、住民の福祉だとか教育だとか、あるいは中小企業の振興だとかいう部分はやりにくくなる、むしろ後退するんじゃないかという疑問と、それと区長公選というテーマ一つとっても、今の区政との関係をどうするのか、区議会をどうするのか、それから今の区が行ってるような制度と新しくつくる区の制度、それから市の制度との、行政の任務分担というか、そういうものはどうなるのかというようなことを具体的に議論しないと、私は、むしろ懸念のほうが大きい、そういう中身抜きで地方分権とかいう言葉が踊るほうが懸念が大きいと思うんですけど、その辺はどうなるんですかね。

○浅田座長　宮原委員にお尋ねしますが、今いろいろ御意見なり御感想を述べていただいて、次回また、例えば区長公選とかに関してもう一回プレゼンテーションをされるというふうに。

○宮原委員　いや、僕は、区長公選についてはあまりプレゼンテーションする気はない。ただ、大都市制度のあり方といいますか、例えば今の制度のままで住民の福祉や大阪経済を振興するという点については、今日もある程度プレゼンテーションをする気です。それで、次のときにはもう少しそれを、今の制度を前提にした上での提案も、今日も両方してますから、それを整理したようなのをまた出すつもりですけど、それはまた後で言いたいと思いますが。

○松井委員　今の宮原委員の財源調整の議論は、前回の協議会の中で、座長が資料として提出していただいてると思うんです。それでいくと、広域の担う部分が39％ですよね、それで基礎が61％と。これ、東京とは逆転してる。それをやれるということをもとに、今この議論をしてますので、財源調整の根拠が示されてないというのは、前回示されてますよ、この部分については。

○宮原委員　数は示されてるけど、実際にその場合に、現場の、普通の市民とか府民の暮らしがどうなるのか、ひいてはそれが大阪経済がどういう状況になるかという具体の分析がない。それは形だけや。
○松井委員　具体の分析は、今は大阪市が行政区で24区に分かれてますので、具体に自治体の中で必ずサービスをやれるんか、現実的にどうなのと言われても、現実、今は違う制度でやってるわけですからできないんですけども、財源の部分でいうと、今、大阪市が各区に振り分けてる予算ですよというものを金額ベースで検証すれば、財源調整をそういう形でしたほうが、より予算的には余裕のある予算を組めるんじゃないんですか。
○宮原委員　大阪府も大阪市もそうだけど、ＷＴＣだとかＡＴＣだとか関空だとか、あるいはこの間のＷＴＣの買収だとか、無駄な開発だとか、そういうことに金をつぎ込むということはほっといて、制度を変えればよくなるというのは、これは繰り返し、皆さんと私の見解の違いだけど、そこは違う。要するに、政治の中身を変えずに制度を変えれば何かよくなるというのは、幻想を振りまいてるみたいなもの。
○松井委員　だから、政治の中身を一番変えるのが、機構のあり方、制度を変えることじゃないですか。政治の中身を変えるというのが、まさに行政の統治機構の制度を変えるというところにつながっていくと、我々、こう考えてます。
　それともう一つは、区長公選のメリット、デメリットの部分なんですけども、お金の話は幾らでも合わせることができますので、今の議会の経費とか、そういう部分だけでいくと、大阪市会の市内の区長公選の議論になると、市会の今の経費、議会経費ですよね、それを24区全てに割り振って、その現状経費を超えないような議員の数とか報酬とか、そういうものに振り分けていけば、幾らでも経費が、それ以上上がるということにはつながらんと思いますわ。
　役所の機能は、まさに宮原委員の今の高槻の役所の機能を各区が持っていただくというようにすれば、住民に近いところで基礎自治のサービスを提供できるということになりますから、これほど声が聞こえるということは、住民の声が反映されるということはない。
○宮原委員　私は賛成じゃないけど、一つの参考として、８つか９つ、あるいは７つか８つなのかもしれませんが、そこは維新の会の皆さんの考え、私は知りませんけど、８つか９つ、もしくは７つか８つの場合の議員の定数と、それから今ある24区との関係、それで現実、まだ区役所も、ええ、悪いは別にしても、そこが住民の身近なサービスの拠点として役に立ってますよね。そういうこととの関係というのを一回、図である程度示していただけないか、具体的にはこういうことが維新の考えてる案なんだと。
○松井委員　今、宮原委員の話で、今の行政区の役所では、住民のサービスというのは、中之島まで行かんとサービスにつながっていませんよ。だから、そこが一番問題じゃないですか。
○宮原委員　そういうふうに乱暴に言わないで、現実に区役所でできてるサービスはこういうサービスだと。何もゼロじゃない。中之島まで行かないといけないサービスはこういうものだと。それを８つか９つにした場合には、市と、区なら区が残る場合、市はなくなる場合、いろいろもちろんあるでしょうけど、市が残る場合だったら、市と再編した区と、今の区との任務分担の関係、あるいは市がなくなる場合だったらそれがどうなるのかということが、具体的な住民の受けるサービスとの関係で示されないと、なかなかわかない。

○松井委員　座長からの資料の中に、現状の区でのサービスの予算は、この間、ありました。だから、その予算の範囲が今の現実じゃないですか、区でのサービスは。それ以外はすべて中之島じゃないですか。それで、基礎自治体でそれができる、区長公選になればどれだけのサービスを受けられるのかということのお尋ねということになれば、まさに宮原委員の高槻でやられてるサービスの範囲を各区が受け持つということですよ。
○宮原委員　違う。何でや言うたら、財源を一定程度吸い上げる以上、例えば高槻なら高槻の住民が今受けてるサービスの２割マイナスか３割マイナスにならざるを得ない。だって、財源持っていくんだから。だから、財源はそのままじゃないから。都なら都に持っていくんだから。
○松井委員　違います。先日の座長の資料で、今の現状サービスをそのまま財政調整で比率であらわした場合は、基礎自治体的な仕事の部分ですよ、61％でやれるというのが資料として出てますから、実際にはそれでできるんですよ。
○浅田座長　前回、８月24日にお配りいたしました資料の協議事項４「大都市行政における税財源と財政運営のあり方」の例えば53ページとかをごらんいただきますと、現在、大阪市、大阪市民に対して各行政区を通じて提供している行政サービスを、人口按分が主ですけれども、あと面積とかを勘案して計算した額です。それをこういうふうにして調整すると、58％が行政区、だから住民サービス分として回って、42％を政令市権限の部分、いわば広域の部分に残せるという一つの試算ですね。
○宮原委員　具体的に、もう一度私も見た上で、反論なり意見を言わさせていただきます。
○紀田委員　次回ということでしたが、税金を広域のほうに引き上げるというのは、これまで基礎自治体のほうでやっていた広域行政的機能を都のほうで行うので、それに見合うだけの財源を配分するということで、やっぱり事務分担が先にあって、それに見合うだけの財源というのが大原則ということは変わりがないと思います。ですので、サービスが悪化するとか、低下するというのは、この話ではあり得ないという前提で考えております。
　また次回御議論いただければと思うんですけども、座長に質問させていただきたいんですが、本日配付の「統治機構のパターンイメージ」について、その８ページなんですが、こちらだけステップ１、ステップ２と、ステップが２つになっているんですけども、このステップ１とステップ２の大まかなタイムスケジュールといいますか、大体どの程度の時間を考えて、資料を作成しておられるんでしょうか。
○浅田座長　ステップ１というのは、ステップ２に移行する準備段階だと考えております。
○紀田委員　次に、４ページに書いている現行の都区制度を適用というところとの関係なんですけれども、こちらは東京都の制度をそのまま導入するというところで、この場合ですと、一体性が必要な基礎の事務というものが都側に留保されているので、どうしても基礎自治体となった特別区主体にはなり得ないというところで、８ページのステップ２のところが出てきているのかなと思うんですが。
　ここでいう新たな基礎自治体というのは、いわゆる財源調整を行うような団体が予定されていると理解していいでしょうか。
○浅田座長　そうです。
○紀田委員　そうなりますと、これは最終のイメージのところで、すべて中核市となっておりますが、ここでいう新たな基礎自治体というのは、旧大阪市を市内に設置される、４

ページでいう特別区のようなもので、かつ基礎自治体としての従前の機能を果たし得るものと、このように理解してよろしいでしょうか。
○浅田座長　そのとおりです。
○紀田委員　であれば、今後の大阪の進むべき道としては、８ページに示されるステップ２のあたりというものが大変よろしいのではないかなと感じます。
　ただ、１点だけ申し上げますと、８ページのステップ１で、旧大阪市の広域に係る事務が大阪府のほうに事務委託され、かつ行政区のほうに基礎的な機能、道路ですとか生活、福祉、教育、小・中学校の教育だと思うんですけども、そういったものがおりてくるとなると、現在の大阪市の部分に残る業務とは一体何なのかなと。市債の発行と管理ぐらいしかないんじゃないかなと思うんですけども、この大阪市というのは一体どのような存在が予定されているんでしょうか。ちょっとわからないように感じます。この間に残る大阪市には一体何が残っているのでしょうか。
○浅田座長　清算事業団という、内容的にはそのようなものになると思われます。
○紀田委員　そのような借金返済団体の長だけを選挙で選ぶというのもおかしな話ですので、なるべく早くステップ１の段階は終わって、ステップ２に移行するという前提で８ページを組み立てられているんだろうなというのを改めて感じました。
○松井委員　宮原委員にさっきの話の続きなんですけども、公選区長にしたときのデメリットというのが、私はないんですよ。宮原委員の言われるデメリットというのは何なんですか。お金のことだけですか。
○宮原委員　座長が出した資料に、各区の格差がどうなるとか、こうなるとかということは書いてある。52％でというようなことも確かに書いてある。それは前回も確かにいただきましたけど、ただ今改めてそれを見直してみても、肝心の、例えば生活保護なら生活保護であったり、あるいは保育所なら保育所であったり、そういう住民の福祉だとか、あるいは産業振興全体がどうなるかという財政シミュレーションはないと思うんだけど。どこに書いてあるの。各区の財政の格差を財政調整によってこの程度縮めましょうとかというようなことは書いてあるけど、それ以上のことは書いてないでしょう、この中には。
○浅田座長　一応中核市権限を、中核市が提供している行政サービスをこの行政区において、公選区長のもとにその区ごとに提供するという前提に立っております。
○宮原委員　それだったら、だけど、広域がやる分以外でいうと、今の行政水準は？。
○浅田座長　維持されて、なおかつ黒字になるというシミュレーションです。
○宮原委員　それがよくわからんな。何でそういうことになるのかさっぱりわからんわ。
○浅田座長　協議事項４「大都市行政における税財源と財政運営のあり方」の53ページをもう一度よく見ていただきたいと思います。財政状況に関する基礎データというのも、また後ろのほうに添付させていただいております。
○宮原委員　ここで書かれているのは、だけど財源論。財源というかな、今の金がどう動くかということを書いているだけ。何でこれで従来の行政水準が確保されるという証明になるのか。
○浅田座長　今、各行政区の住民が大阪市から受けている行政サービスというものを中核市レベル、だから保健所、高槻と同じ行政サービスを受けているという前提に立って、新たな区で行政サービスを提供するならばこれだけのお金が必要ですと。それから、それ以

外の分、政令市権限で児童相談所の設置とか、国道・府道の管理というのが一番先に出てきますけども、政令市権限でやっている広域部分の予算が幾らになる、それを広域に移すと。それで、基礎的な住民サービス、中核市並みの住民サービスを維持する費用をどれだけかかるかというものを計算したときに、今３つの、法人住民税、それから固定資産税、それから特別土地保有税という市税、プラス地方交付税380億円を加えた額を調整財源として、それを政令市権限の部分にどれだけ配分するか、それから中核市権限を持った市の行政サービスを提供するということにどれだけ配分するかという割合を計算したら、42％、58％の割合で割り振ったら、それぞれが回っていくという試算です。

○宮原委員　もう一回きちんと見ますけど、だけどここのどこを見ても、具体的に子育て施策にどのぐらいの金がかかっているとか、あるいは高齢者対策にどれぐらいの金がかかっているとか、あるいは産業振興にどれぐらいの金がかかっているのか。それとの関係でこういうふうにしても落ちないんだという証明はどこにもないよ。一定のね、こういうことを言ったら座長に失礼かもわからんけど、座長のお考えのもとで中核市というのはこの程度の財源が要るんだという一つのルールをつくって、それに大阪市の今のいろんな税収を充てはめて、こういうふうに割り振れば何とかなるはずだということがここには言われているにすぎないと思うが。

それ逆だと思うんですよ。住民の暮らしだとか施策だとかという、そちらを土台にして、それを保障する地方自治体の財源はどうかということで考えないと、中核市というのはこの程度の財源だということをあらかじめ決めて、それに合わせていって、だからサービスは後退しないんですと言ったって、それは一つの、あえていったら空論の上に空論をつくっているようなもので、幻の城みたいなもんだ、それは。

○浅田座長　例えば高槻市の１人当たりの行政支出といったら、30万円ちょっと割るぐらいだと思うんです。ところが、大阪市というのは、１人当たり行政経費というのは61万円です。高槻市の市民と大阪市民が、著しく隔たった住民サービスになっているかというと、決してそうではない。ということは、高槻市の市長、市議会は非常にうまいことやっておられるという、私にしたら判断です。高槻市でそういうことが可能で、大阪市でどうしてできないという理由はないと思うんです。

だから、１人あたりにして30万円もの差がなぜ生じるのかということを考えたとき、人が多過ぎるからとか、普通の市町村ならやらない広域的なことをやっているからというふうなところに原因を求めざるを得ないと、個人的には思っております。だから、宮原委員が御心配になるようなことは絶対ないと私は思っております。

○宮原委員　それは違うよ。例えば高槻市なんかはもちろん、私は高槻市から選出されている府議会議員ですから、もっと改善するために、働かなあかんのですけど、そのことは置いといて、例えばある団地などでは、１日に４往復しかバスが、市中心部まで走らないような大きな団地があります。何千人も住んでいるようなところでね。しかし、少なくとも大阪市の場合は、地下鉄と市バスによって、交通移動の手段というのはかなり広範に確保されている。そういう点では、高槻がうまくやっているんじゃなくて、高槻市はそういう不便さも忍びながら、今の財政規模の中で何とかやっていると。もちろんそれは高槻市の財政規模でいったら、私が市長になったからといって、今１日４便しかないようなバスを直ちに３倍にできるかといったら、なかなかそう簡単じゃないと思いますよ。だけど、

それはそういう財政状態の中でやらざるを得ないんですけどね。
　そしたら、大阪市民が今受けている地下鉄とか市バスのサービスが過剰かといえば、そんなことはないと思うんです。そこはそういう市の成り立ちだとか、今までの行政サービスの成り立ちも含めて検討しないと、高槻市でこのぐらいでやれているんだから、大阪市内でもこれぐらいでやれるんだといったって、そこは実際に高槻市の財政規模とかそういうのをあわせて、大阪市をそれに合わせようと思ったら、それこそこの前も一回言いましたけど、地下鉄なんかでも、朝のラッシュ時でも２分半から４分とかで１本来るような状態は確保できなくなりますよ、そんなこと言うとったら。だから、そこは大阪市が今ぜいたくしているんやったら別やけど、そういう地下鉄のサービスだとか市バスのサービスを認めるとすれば、それはそれで金がかかっているという前提の上で、しかしもっと上手に全体として回していくのかというのを考えないと、今の座長の発想でいくと、大阪市なんかは財政的にもともとちょっとぜいたくをしているんだという議論にならざるを得ないと思うけど。
○浅田座長　ぜいたくをしているとは申しませんけど、今の委員のお話の中で、地下鉄というのは、いわば広域インフラで、大阪市民だけが利用しているというわけではないんです。むしろ大阪市民の利用者のほうが少ないということです。だから、大阪市内でもう完全に閉じてしまって、地下鉄の利用者も大阪市民に限られるという前提に立つならば、今のような御議論が成り立つかと思いますけども、広域インフラの一つで、利用者の７割以上が市外からの人であるという前提に立つならば、今のような議論は成立しないというふうに私は思いますが。
○宮原委員　地下鉄だけの議論でそんな議論にはならない。だから、今の大阪市なら大阪市の行政の実際に行っている住民サービスを具体的に検証するのは、私は大阪市会だと思うんですけど、ただここでの議論が乱暴だなと思うのは、大体58％ぐらいで中核市並みのサービスは維持できるんだという根拠が、単なる税源とかあるいは周辺の市との比較だとかだけで出されるというのは、それはいかにも乱暴だと。
○松井委員　お金だけで言うと乱暴やと。それでも金額が倍ほど違いますので、宮原委員のお金だけでは乱暴やということを受けたとしても、宮原委員が言われる高槻市の市長は、今委員が言われたように、委員がバスを３倍にするという公約を掲げれば、そういう市長を選べるんですよ。それが基礎自治体じゃないですか。それは市民が選んだ市長になりますよ、宮原委員も選ばれれば市長になります。だから、一番問題なのは、さっき言った区長公選のメリット・デメリットの話で、大阪市の場合は何々区での政策の議論はできないんです。また、実現も不可能なんです。それは区長が公選されていない。その区の住民サービス、その区民のニーズという政策をできない制度になっているんです。
○宮原委員　それは一種の観念論。だって、大阪市は大阪市民にサービスをしているわけじゃないですか。前回までの協議会で、大橋委員が出されていた区長の裁量予算が極めて少ないという、あの議論でいうと、区長の裁量予算を一定程度増やして、それは区の特徴とかそんなのによっても違うでしょうけど、区の独自性に合うようなことは若干プラスするというのは、そういう改善はもちろんあり得るでしょうし、それを裏づけるために、むしろ当面でいえば財源のかからない住民委員会みたいな、あるいは区民委員会でもいいですよ、それらしきものをそこのそれぞれの区につくって、そこの区民委員会が増やした裁

量予算の使い方を決めるということでも大きく改善されると思いますよ。
○松井委員　区の裁量予算が増えるということ、その予算というのは税金なんですよ。税金を使う側は、その委員は公選ですか、それとも市長の指名ですか。
○宮原委員　それは住民が決めたらいい。住民委員会というのは、金をかけるかどうかは別にして、公選もしくは公募でいいと思うよ。
○松井委員　公選で、公募でしょう。そしたら区長も公選でいいじゃないですか。
○宮原委員　いやいや、その場合に、区長を公選にしたり、区議会をつくったりすると当然一方では金もかかるわけだから、そこはそういうデメリットと、一方で、今のまま裁量予算を増やしたり、あるいは区民委員会なんかをつくりながらやるという、それは同じ公選といったって、公募もあれば選挙もあるんだから、いろんな形があり得ると思うんです。
○松井委員　税金をやっぱり執行する側と執行を管理する側は、これはもう必ず公選でないとあきませんよ。でないと、住民が納得しませんよ。自分らの支払う税金なんですから。これ支払うのが義務なんていうことを言われるわけでしょう、納税は国民の義務。義務を果たした、その使う側は、やはり自分たちで選んだ人がしっかりと使うことを決めてもらわんと、その予算が大きくなればなるほど、だれか１人の指名によって決められた人が税金を使うというのは、これはもうルール違反です。
○宮原委員　それは乱暴なんですけど、何でやいうたら、ちゃんと区には、区から選出された大阪市会議員というのもおるのよ。それで、大阪市会議員がそれぞれの区におって、一方では住民から公募された区民委員会があって、その両方が参加して、予算の使い方を決める。一方では大阪市全体の予算の使い方は大阪市長と大阪市会が決める。両方とも全部住民が選んだものなんですから。何か区の話になると、急に住民は関与していないように言うけど、一定の区民委員会なんかもつくり、その区民委員会と区から選ばれた市会議員とで、両方で一定の裁量予算の使い方を決めるんです。それは市会でもまた承認をされるというふうに、いろんなやり方をすれば幾らでも住民の意思は反映するよ。
○松井委員　全くないですね。
○徳村委員　その擬似的な形が今、区政会議という形で各区でとり行われているんですけども、そこに対する財源的な裏づけもないですし、基本的にそんな権限はほとんどないという状況の中で、行政のしつらえた形の中で今おっしゃっている形をされています。
　それと、先ほどから区行政についてお話をされていますが、今、区行政が持っているお仕事といえば、住民登録と保険年金、保健福祉、かつては生活環境衛生、ネズミの駆除とか、あるいは市税徴収とかあったんですけど、最後の２つは、今、市が集約化しています、各市で何カ所という形で。
　さっき言っていた３つのお仕事、それと限られた財源の中で各区の独自性を反映させた施策というのは、現実的に打ちようがないと思います。そして、各区独自の施策を打つにしても、それをだれがどういう権限でもって執行していくのかということになると、今の区長は大阪市から派遣された部長級ですので、北区とかは局長級ですけども、やっぱり役人区長ですので、区民が主体となった区独自の行政というのはなかなか反映されにくいですね。
○宮原委員　わかりやすい話、100億円あるとしますやんか、わかりやすい話ね。58億円を特別区で使えば、サービスは維持できるというわけ、皆さんの言い方は。簡単な言い方

をすればですよ。しかし、今100億円かかっている住民サービスの42％というのは、こうこうこういうことで不必要なんだ、もしくは、都が具体的に保障するんだと、残りの42％で。という具体的な住民サービスの一つ一つの積み上げに基づいた、保育所の施策だとか、一つ一つの積み上げに基づいた論証がない限りは、それは皆さんの論というのは空論だと。

○大橋委員　やっとわかりました、宮原委員がおっしゃっていることが。実はそれ以上のサービスをやっているからではないというのはないんですね。ところが、やはり今我々が考えているというのは、事務分掌、あるいは行政がすべきことをきちっと仕分けすれば、基礎的自治体、住民に近い自治体のサービスはここまでですよというところが一定あるわけなんです。それと、あと広域自治体が担う成長戦略なり、インフラであったり、大規模事業はそちらでやってくださいねというふうにきちっと分けることができるとすれば、その割合でも大丈夫でしょうというのが１つ。

それと、24区の区行政が十分機能しているやないかと、予算さえ増やしたらいけるやないかとおっしゃられますけれども、それは先ほど徳村委員が言われたみたいに、ただ今大阪市役所の出先機関が幾ら財源を持ったところで、権限は大阪市が依然コントロールしていますし、責任も最終的に大阪市の内部が責任を負うという形になっています。

それで、結局、大阪市会で恐らく議論されているというのは大阪市政の大勢、大半を議論されていて、各区というところの区政の話はなかなかしづらいのではないだろうかというふうに思います。

それと24区という区もそれぞれ生い立ちもいろいろ、形成もありまして、人口が５万人規模とか18万人規模と、非常に幅広い区になってございますので、先ほどおっしゃられたことも適正規模、適正配置になった上で、先ほどの比率で財源と事務を分ければ、きちっとした今までの行政サービスは可能であろう。ただし、そのときには、今まで権限、財源すべて握っていた中之島にあります大阪市役所は、それは違うんじゃないんですかという話を我々はやってるわけなんですね。

○紀田委員　宮原委員がおっしゃってることは、今大阪市が住民に提供しているサービスが相対としてちょっとでも減るんじゃないかというところだと思うんです。例えばバスの運送回数が減るんじゃないかですとか、地下鉄の本数が減るんじゃないか、ごみの回収が少なくなってしまうんじゃないかと。これは座長がお示しになってる資料ですので、私が答えるのもちょっとおかしいんですけれども、前回の資料の「大都市行政における税財源と財政運営のあり方」の27ページに平成21年度決算ベースで試算している。したがって、21年度に実際に大阪市が支出したお金ですね、それが基本になって、それをベースに53ページにありますように費目で割っていると。例えば道路の管理ですとか児童相談所の設置といったようなところは本庁に維持して、行政区のほうは中核市権限ですから、これ以外のすべてのところを行政区のほうで担っていると。その前提で割り当てますので、サービス水準が低下するというのは基本的に想定されていない。つまり現行のサービスを維持した上で、この配分で大丈夫ですというところだと思います。

それで、恐らくバスは交通局ですので、特別会計ですから、ここには直接載ってないとは思うんですけれども、この資料の基本的な方向性としては、平成21年度の実際に大阪市が行ったサービスというものを一切後退させずに、このような形で行政区というものを

充実させた場合の試算だと思います。ですので、宮原委員の御懸念は御心配には及ばないんじゃないかなと感じます。
○宮原委員　一方では確かに21年度決算で試算してるというふうに書いてるんですよ、もちろん。しかし、その２つ下では各行政区の再編後の機能は中核市並みと。それで、新たに発生する教育委員会や議会に係る経費も需要算定ということで、具体的にどうなるかというようなことは財源しか計算されてない。もともと大阪市は大阪市の歴史とか、区は区の歴史が当然あると思うんですよ。だから、そういうことも含めて、まちというか、それぞれの行政区の政治というのは成り立っているはずですからね、住民サービスも含めて、だからそこをあんまり中核市並みにしたらこの程度で済むんだというふうに、そこをもうスタートラインにすると。
○浅田座長　問題点が割とはっきりしてきましたので、これ、重要なところですけれども、あと議会のあり方とか、次、報告書の件について御議論いただくための時間をとる必要がありますので、また必要とすれば、次回また簡単にプレゼンテーションしていただくなり、報告書の中で御見解をまとめていただけたらと思います。
○新田谷委員　中核市並みになぜかということなんですけども、日本国民の納めている税金あります。それを還元の仕方で国税と地方税という分け方もできますけども、一つの分け方として、直接住民に還元する税金と、それを還元するがために必要な我々の給料も含めた管理経費というのがあるんです。それとに分けた場合ですね、私も10万人の市長を経験しましたけども、やはり一番管理経費が少ないほうが住民にとってはありがたいんです。直接配分するサービスの金額が大きいほうが。
　その場合、どの程度の基礎自治体の規模の管理経費が一番効率的かと考えたときに、やはり今の高槻市である中核市レベルが、私の考え方ですよ、一番管理経費、要するに公務員とかにかかる経費が少ない。住民に配分するサービスに割り当てる税金が多くなるというのが、私は私で結論を有してますから、だからその中核市並みから入るというのが当然のことでありましてね。大阪市の場合でも、一人の首長がその住民の意見を隅々まで聞ける範囲というのは、私は10万人ですから大体そうしてきた自信ありますけども、やっぱりもう30万人が限度、50万人までここ書いてますけども、限度だと思うんです。やっぱり200万人、300万人になってね、一人の選挙で選ばれた首長がその意見を吸収するはずもないし、今の大阪市の管理経費を見ても、はるかに高槻市よりも管理経費の割合のほうが多くかかってるというのが何とかしなければならないなと思います。
　あとは地下鉄にしろ、バスにしろ、民間でできる部分は、民間の平均給与と公務員の平均給与が大きく違いのある中で、それを民営化することによって浮いたお金はまたそのサービスに使えるというふうに考えるのが当たり前だという基本的な考え方から、この大都市のこれからのあり方というのを考えてます。
○徳村委員　宮原委員さっきおっしゃったように、今各区の歴史とか成り立ちあるとおっしゃったんですけども、昭和50年に城東区と鶴見区は分区されました。そのときに、放出という地域は、その分区した線で真っ二つに割れてしまったんです、放出西と放出東に。そういう事実もあるわけなんです。今、維新の会は大阪市をばらばらにするとか言うてますけど、大阪市の行政が、その人口が増えたということの都合によって地域を分断した過去もあるという事実をまず１点押さえさせてください。

それと、私は大阪市会議員を務めているときに、市会議員として地元の要望を聞く上で、いわばアメリカ合衆国でいうところの下院議員のような役割を担っていました。地元の市民の暮らしを支えるという。同時に、私が市会議員３年目のときに財政総務常任委員会、当時最大会派自民党の会派代表になりまして、ＷＴＣの２次破綻、そして依然下がり続ける市税収入、これを見たときに、大阪の成長戦略ということを真剣に考えないといけない。これを考えたとき、大阪全体を俯瞰する鳥の目、いわゆるアメリカ合衆国でいう上院議員のような仕事の二律相反する役割を大阪市会議員として持っておったんです。一方では鳥の目を持たなあかん、一方では虫の目を持たなあかん。

そのとき私は思いました。やはり基礎自治体は市民の暮らしの下支えをする仕事に特化すべきだと。そして大阪府、広域行政や言うてますから、これ広域行政、市内もすべて包括して、成長戦略等、広域行政の権能をしっかりと広域行政は担わないといけない。仕事を分けないといけない。こう強く思いました。

―座長提出資料「新たな大都市制度における議会のあり方」について―

○浅田座長　それでは、もう一つの協議事項であります議会のあり方につきまして、前回は私のほうから説明させていただいただけで終わっております。協議事項５の「新たな大都市制度における議会のあり方」という私からの資料を配付させていただいております。今御議論いただいております大都市制度のあり方、そのそれぞれの制度とは別に、代議制をそういう自治体の中でどのようにして機能させていくべきかということにつきまして、これから御議論いただきたいと思います。

１ページ目は議会の今後のあり方、議会というより代議制のあり方ですね。直接民主制というのが事実上困難ですので、代議制というのは継続していく必要があると思いますけども、その代議制、有権者の方々の意見を代表すべく議会に行っていただく議員さんをどういうふうにして選んだらいいのかということと、それから選ばれた方がどういう形で議会に送っていただくのがこれからの大都市における議会制度にかなうのかなという、２点につきまして御議論いただきたいと思います。

１ページ目は、選挙区があってそこから議員が選ばれる普通の選挙区制、それから真ん中が比例代表制、それから今衆議院等で採用されております比例代表との併用、この３つぐらいのパターンを書かせていただいておりますけども、これから、今、区長公選という話が議論対象になっておりましたけれども、区議会の議員あるいは中核市並みにしたいなと思っておりますそのほかの市の議員さんが、どういうふうにして選ばれるのが直接民主制にかえる代議制の中で住民意思を最大限代表できるようなパターンになるのか、制度になるのかということについて、委員の皆さん方の御意見を聞かせていただきたいと思います。

○松井委員　まず、議員の代議制の一番大事なところでは、やっぱり一票の格差ですよね。その格差問題の是正というのは非常に大事なとこだと思います。それを是正しようとするならば、一選挙区が一番格差なしですから、一選挙区。だから大阪でいうなら大阪大選挙区ですよね。

それと、それぞれ会派を組みます。そこでさまざまな政策立案をいろいろとそれぞれの議員が知恵を絞ってやります。そんな中で、今でしたら大阪府議会においては我々の大阪

維新の会という考え方で、民主党、公明党、自民党、共産党という考え方、その中でまずそれぞれの政党が政策を出してくるわけですから、やはり政策選挙というのが、住民に一番、どの政策を選びますかという選挙にしなければならない。そうなると、やはり各そういう政治集団が政策を掲げて有権者に判断をいただくというのが一番大事なとこかなと。それで、その政治集団の票をもって、やはりその政治集団の人数というのが割り振られていくというのが、政策で有権者が判断するということにおいては一番いいのかなと。

一票の格差とそれを考えたときには、やっぱり大阪大選挙区の比例代表、それはいいんですよ、ドント式ので。それでいくと、ある一定の支持を受けられたのに少しの差で、府内全体で見たら同じぐらいの支持率なのに当選者の数が大きく違ってるという、今回のような状況は変えれるんじゃないかなと、こう思いますね。

○宮原委員　それぞれの政党もしくは政治集団で比例代表というのは一つの正しい考え方だと思いますけどね、ただ、現実の日本に残念ながら今合ってないのは、有権者の意識が今の政党や政治集団に収れんされてるかというと違う。現実問題は、例えば、維新の会、公明党、自民党、民主党や共産党もそうですけど、そういう政党あるいは政治集団の例えば支持率を足したとすると９割とか９割５分あるという場合は、比例代表でおおむね成り立つ。

ところが、現実はそれを全部足しても５割か５割５分ぐらいの支持率しかないと。４割５分ぐらいは、どの政党も支持してなくて、その時々の選挙の候補者の特徴だとか、そういうのも加味して決めるわと。言うたら政党なり政治集団を支持してない人たちが４割か５割いらっしゃる中でね、政党や政治集団だけで比例配分をなかなか現実問題できない。そうすると顔の見える選挙というのと併用せざるを得ないというようなことも当然出てきますから、そこは慎重に考えざるを得ないんじゃないかと。

ただ、今のように、僕は一票の格差が中心だと思ってなくて、一番大きいのは多様な意見が議会に反映せなあかんと。だから今回の共産党の場合でいくと、38選挙区に立候補させて、10％前後ですけどね。もちろんいろんな選挙のケースからいくと、共産党の支持率というのは、候補者の支持率は実は平均したら８％ぐらいなんだと思いますけど、大阪全体平均したらね。だから４人というのは少な過ぎるけど、そうかいうて、うちが11人、12人、この前の選挙の得票でとるというようなことになると、自分の党のことをとり過ぎと言うのは変かもわからんけど、有権者の意識から見ればね、とり過ぎということになるので、そこはある程度、比例代表というのが理論的には正しいということにしつつ、しかし政党や政治集団を支持してないという人たちが半分近くいるという今の大阪の現状から見て考えなあかんというのと、それから何よりも、これが一番大事なんですけど、選ばれる側の議員が議会のあり方を議論するというのがもともと間違っていると。選ぶ住民が議会のあり方というのは議論すべきなんです、基本的に。

だから、議会は議論したらあかんというんじゃなくて、問題提起ぐらいはもちろんしたらいいと思いますけどね。こういうことを考えてますけど、どうでしょうかということは出したらいいと思いますけど、だけど議会のあり方についての問題提起ぐらいだったらまだ許されるけど、それ以上を議会が決めるというのは、もともと僭越だと。選ぶ側が決めるんだと思いますけどね。私の意見はその点です。

○紀田委員　宮原委員がおっしゃるように、選ばれる側が議論すると、ゲリマンダーとい

う言葉があるように、どうしても自分たちにとって都合がいいように都合がいいように寄せていくというのが、これまでの歴史的に見られた情けない歴史だったと思うんですね。

その点、私たちは、今回、大阪府の選挙制度の結果において得票率以上の議席を占めているんですけども、これをあえてやめて、私たちの議席に当てはめて考えれば大幅減になる比例代表ですとか選挙区と比例代表の併用といったようなことも含めて考えないといけないと思いますのは、やはり広域自治体において、どういった議員が必要なのかというところに尽きると思うんです。顔が見える選挙というもの、地域代表制というものも確かに大切なんですけども、えてすると我田引鉄に見られるように自己の地域の利益を図るといったところに流れがちだということも見過ごすことはできないと思います。

また、選挙区制をとると、どうしても一票の格差と死票の問題が出てきます。こういったところを考えると、比例代表制にも、いいところ、悪いところ、例えば多党分立によって議会の意思形成が図りにくくなるといった大きな弊害もありますし、いろいろな問題はあるんですけども、選挙区制、比例代表制、あるいはその併用というものは、これはやっぱり同じ俎上にのせて、ここに集っている議員諸氏だけではなく、広く議会においては議論していかないといけないなと感じます。

いずれにしましても、住民の意見をどのように反映させるのかという点に尽きると思いますので、広域自治体としての新しい大阪都、そしてまた現在の大阪府において、ふさわしい選挙区制というものをこれから議論していかないといけないと思います。この３つの点、何がいいのかという点については、今現在、私は結論めいたものをまだ形成するに至っていないんですけども、今後ともいろいろなデータですとか、府民の意見に耳を傾けながら、議論を続けていければと思います。

○松井委員　先ほど申し上げたのは、政党を選んでくれと言うてるんじゃないですよ。政策を選んでくれと、そのためには政策を実現できるかできないかの部分も含めて民意に問いたいと。政策を実現するというならば、過半数が要るわけですよね、議会制民主主義の中では。それだけの同じ思いを持った人たちが集まった集団なのかどうかは、これも有権者が判断する。その中身の政策を判断されて、態度を明確にされると。政党の支持というのは、名前だけの、政党の固有名詞の支持というのは、今おっしゃってるように、半分近くになってきてるというのはまさに事実ですけれども、政策の支持というものはやはり有権者がよく、住民の皆さんよく考えられてると思います。これはあり続けるもんやと僕は思います。

○中野(隆)委員　紀田委員の言うたことと重なるかもわかりませんけども、戦後といいますか、明治以降から考えて、今回の地方統一選挙、大阪の状況の中でエポックメーキングというか、これほど画期的な大きな変化を持った選挙を経験したんは初めてやと、ましてや地域政党とかという形も出てきたのも初めてやということで、結局、地域代表というよりも広域を考えるということを主眼に置いた、これから新しい議会のあり方、広域地方議会のあり方、もちろん各自治体の一番住民に直結する、それこそ各町会の代表が必要かもわからないというような状況の議会のあり方、これは大きく今ターンしていくべきというふうに考えてますし、今回は我々大阪維新の会でしたけども、新たに例えば共産党も新しい形の枠組みを考えて、新たな戦略、政策で戦うということも考えられるし、とにかく第一は広域の議員のあり方というターン点やと思います。

○宮原委員　広域という点で言えば、今の大阪府だって、広域なんですよ。その点で言いますと、今、紀田委員がおっしゃったけど、維新の会の皆さんは４割ちょっとぐらいの支持率で、五十四、五％かな、議席をとられた。皆さんが６月に、我々が採決の欠席をして、強行されたのでいくと、４割が死票になる。仮に50％の得票率だとすると、有権者10人のうち３割しか議席に反映しないわけですよ。

だから、私はさっきから議論を聞いてて不思議なのは、ああいう議論を、私は問題提起としてする分には否定してないんですけど、そういう議論をされるんだったら、６月にああいうふうに定数を変えられたのは白紙撤回してから物を言うべきであって、だって、死票は４割になるわ、そういう選挙制度を一方ではつくっておいて、できるだけたくさんの意見が反映するような選挙制度をつくりましょうと言うたって、言うてることとやってること全く違うわけですよ。

○松井委員　今、宮原委員の言われてるのは、全くそのときのことだけまたとらまえてね。だから、改選以前から、維新の会としての考え方は、今の時代でまず定数はいかなるものかという、広域は10万人に１人が適正規模じゃないかということを改選以前から申し上げてきて、でも、どなたもテーブルに着かなかったから、こうなったんです。

今言ってるのは、本来、広域のあり方はどういう選挙制度がいいですかと言われてるわけで、今おっしゃってるように、うちは43％で57議席という過半数超える議席をいただいた。本当は我々が今の制度を守ろうとするなら、比例代表がいいなんて言いませんよ。そうでしょう、数だけ欲しいんなら。でも、我々は今ここで、オープンな中で、本当の意味での広域の議員の選出のあり方は、１票の格差もなくす、政策選挙になる方法、それを考えれば、宮原委員側にプラス、有利になるようなことを我々みずから言ってるんじゃないですか。

○宮原委員　それだったら、例えば４年後の選挙、実際には３年半後の選挙は今の選挙制度をやらないという保証はあるの。大阪府議会だけでは決められないのよ。国から含めて、全部決めなあかんわけです。だから、国の制度を変えてから、松井委員がそんなことをおっしゃるんだったら、根拠ある。だけど、国の制度を変えるめどもないのに、そんなこと言うたって、実際に４年後に、今皆さんが採決されたような、４割が死票になるというような選挙制度が実行されないんやったら、私は納得するよ。言葉だけ言うとって、実行されたって、どうしようもないよ。

○浅田座長　ちょっと議論が横にそれてます。これからの大都市制度にふさわしい議会のあり方ということで議論していただいていまして、５月議会云々は関係ありませんので、ここで終わらせていただきます。

それで、次、代表をどういうふうにして構成していくんか、どの単位で代表を選んだらいいのかというところで、私はたまたま市内選出の府議会議員ということで、そういう問題意識を強く持っておりますけども、例えば、ここの資料のところに上げさせていただいてますけども、パリという市は、大きさで言うたら、大阪市と大体同じぐらいで、人口規模も、周りを含めると、よく似ていると。パリ市内だけ見ますと、行政区が20あって、区議が選ばれて、その区議のうちで区長を選ぶと、それから区議のある者は市会議員を兼ねてると、それから地方へ行きますと、コミューンって一番最小の選挙単位があって、そこで選ばれる村長さんが県会議員を兼ねてるとか、県会議長が国民議会の議員を兼ねてる

とか、兼職が可能になってます。
今、日本の議会の議員というのは兼職が禁じられておりますので、そういう外国の例も参考にしながら、これから、今のままでいいと言う方もおられると思いますけども、区議を選んで、区議の中から区長を互選で選ぶというのも一つの方法でしょうし、区長と市議を兼ねるというのもおもしろい方法だと思います。そういうところで御意見をいただきたいと思います。
○紀田委員　これについては、どのように基礎自治体を再編するのかによっても大きく議論が変わっていくと思うんですけども、いずれにせよ各地域の住民の皆さんの意思を反映させるような制度であればいいと思うんですね。
もうちょっと具体的に言いますと、ある地域では区議会が設置でも構わないと思いますし、ある地域では区長というのは区議会の互選から選ばれるのでもいいと、そこは全部統一的に押しなべてするものではなく、各地域の住民の意向に沿った形で制度設計というものを基礎自治体については設計していけばいいんじゃないかなというふうに感じます。いずれにしましても、市町村になるのか、区議会が設置されるのか、それによってかなり議論の方向は変わってくるように思います。
○徳村委員　大阪市域内で府会議員と市会議員を兼務してた時期が昭和20年代にあったかと記憶しております。そういう事実もありますし、私個人は現行制度上で市域内、特に府会議員が市会議員を兼任するとしても十分仕事もできると思いますし、先ほど申し上げたように、私、市会議員でありながら、やっぱり広域行政的な観点でも仕事をしておった事実もありますし、それは非常に可能だというふうに思いました。

―報告書（イメージ）について―
○浅田座長　それでは、条例で対象とされておりました「統治機構のあり方」から始めて「広域自治のあり方」、「基礎自治のあり方」、「税財源のあり方」、「議会のあり方」、その他一応それぞれのテーマにつきまして各会派あるいは各委員の御議論を聞かせていただきまして、これから、最後に中間報告という形になりますけども、９月30日までに議会に報告するということになっておりますところの報告書の書き方といいますか、イメージにつきまして、今、お手元のほうにお配りさせていただいております「未定稿　報告書（イメージ）」というところで、これまで５回やらせていただきまして、次回が６回目ということになります。
それで、もう一度ここであらかじめお断りさせていただきたいんですけど、次回、９月21日に、それぞれの論点について各会派の見解を表明いただいて、それを報告書に盛り込んで、最終の形にして皆さんに御提示するには、21日１回ではちょっと時間が不足してしまいますので、もう一回だけ、申しわけありませんけども、協議会を追加させていただくということで御了解いただきたいと思います。９月議会が始まりまして、お忙しいところで、まことに恐縮ではございますけども、日程を調整させていただきますので、この点、よろしくお願い申し上げます。

それで、本日配付させていただいておりますイメージで、あいてるところに各会派のそれぞれのテーマについて、論点についてまとめていただくということにさせていただいて

おりますけども、今まで協議会の中でそれぞれの委員の御発言になりましたところをピックアップして書かせていただいております。これをお読みいただきまして、自分はこういう意味でこういう発言した覚えはないとか、御自身の御発言に関しまして誤って記載されてしまっていること等につきましては、私なり事務局のほうに御指摘いただきましたら、変更させていただきたいと思っております。

それで、報告書、これは宮原委員とお話し合いもさせていただきまして、あくまで中間報告ということで、この協議会が現時点においてそれぞれの会派なりに属しておられる委員がどういう発言をされたかをもとにして書かせていただくものです。議運の理事会等、公式、非公式にほかの会派にも御参加いただきますよう継続してお願いはさせていただいておりますので、この努力をこれからも続けていきたいと思っておりますし、できるだけ幅広いところから項目についての論点を上げていただいて、それを整理して、幅広く議論して、結論を得れるものについては結論を得たいと思いますし、意見が違って、対立したままの場合は、そのとおり記載させていただきたいと思っておりますので、これからもそういう方針を御理解いただいた上で御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

表紙の裏の目次のところ、ここで協議会の運営方針から始まりまして、協議経過、それから問題意識と検討の視点、協議概要というふうに続けております。その後に条例に規定の協議事項に関する各会派の提案・見解という欄をあけております。ここに入れる提案・見解を21日に表明いただきたいと同時に、書いたもので御提出いただけたらありがたいと思っております。

何回も申し上げておりますが、今回の報告はあくまで中間報告ということでございまして、９月30日までに議会に報告をした後、こういう協議会を継続して持っていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、今回はこれで閉じさせていただきたいと思いますけども、日程の確認、21日、もう一回やらせていただいた上で、30日までにもう一回追加で、できるだけ短い時間で済ませたいと思いますけども、やらせていただくということでよろしく御理解のほどお願い申し上げます。